

## 那珂川町教育大綱・教育振興基本計画（案）に関するパブリックコメント結果

■意見募集期間 令和3年1月27日から2月26日まで

■意見数 1件

■意見の提出方法 文書にて提出

■意見・提言と町の考え方

| 意見・提言  | 町の考え方  |
|--|--|
| <p>この教育大綱・教育振興基本計画は、教育基本法第17条2項により策定するものであり、その地域の実情に応じ定めるものとされている。</p> <p>これを根拠に栃木県教育委員会においても「栃木県教育ビジョン」が策定されている。このビジョンを拝見すると栃木県の実情に応じた、より具体的な施策が立てられている。</p> <p>当該教育委員会が策定する那珂川町教育大綱・教育振興基本計画は、教育基本法及び栃木県教育ビジョンの下計画するものであるから、当町の現状を踏まえより具体的な計画が必要とおもわれる。</p> <p>努める、図る、推進するでは、逆に教育基本法に逆戻りの様な気がする。</p> <p>この計画書を拝読しても、覚悟や情熱が感じられない。</p> <p>全国共通学力テストにおいて、また栃木っ子テストで毎年平均点を下回っている現状に鑑みると、もっと突っ込んだ計画を私は望むものである。</p> | <p>より具体的な計画が必要であるとのご意見についてですが、本教育大綱・教育振興基本計画に基づき、教育委員会が毎年作成しております「教育要覧」または各事業の「実施計画」において具現化し、関係機関（学校、社会教育施設等）と共通認識を図り、施策を推進して参りたいと考えております。</p> <p>今回、大綱と教育振興基本計画を一体として策定しております。教育振興基本計画として、新たに評価指標を設け、成果目標・基準・5年後の目標を明示いたしました。このことにより、各担当部署へ目標とする方向性を示し、目標達成を目指してまいります。</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p> |

■ご意見により案を修正した内容

修正した内容は、ありません。上記により、ご理解くださいますようお願いいたします。